

令和 3 年度公共用水域水質測定計画からの変更点

(P1～2) 3 (1)

- ・イの「溶存酸素 (DO)」を「溶存酸素量(DO)」に修正 (表 7 の表記と統一)
- ・イの「大腸菌群数」を「大腸菌数」に変更
- ・オの「糞便性大腸菌群数」、「大腸菌数」を削除

(P4) 表 1

- ・底層溶存酸素量の水域類型指定を追加

(P6) 表 2 欄外 1)

- ・18 頁→19 頁 頁ズレ
- ・「ニ：…」を削除

(P7) 図 2

- ・瀬田川の地点番号を修正：「1-2」→「1-51」 (表 2 の地点番号と統一)

(P8～10) 表 3

- ・生活環境項目の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に変更し、併せて測定方法および報告下限値を修正
- ・六価クロムの測定方法を「65.2 (規格 65.2.7 を除く。)」から「65.2 (規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)」に変更し、報告下限値を「0.02mg/L」から「0.01mg/L」に変更
- ・その他項目の「糞便性大腸菌群数」、「大腸菌数」を削除
- ・欄外 1) 「(H31.3.20 一部改正)」→「(R3.10.7 一部改正)」
- ・欄外 2) 令和 3 年 10 月 7 日付け環水大水発第 2110072 号・環水大土発第 2110072 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について」を追加
- ・欄外 5) 平成 23 年 3 月 24 日環水大水発第 110324001 号「要測定指標の測定の実施について (協力依頼)」を削除
- ・欄外 2) ～ 7) → 3) ～ 7) 項目ズレ
- ・欄外※ 1 を追加
- ・欄外※ 1 ～ 3 → ※ 2 ～ 4 項目ズレ

(P11～12) 表 4 - 1、表 4 - 2

- ・生活環境項目の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に変更
- ・その他項目の「糞便性大腸菌群数」、「大腸菌数」を削除
- ・PFOS 及び PFOA の測定回数を 4 回から 1 回に変更 (理由)

令和 3 (2021) 年度の調査結果 (別紙 1) を確認したところ、指針値を十分に下回り、かつ過去の調査結果と比較して明らかな増加は見られないため

(P13～14) 表 5 - 1、表 5 - 2、表 5 - 3

- ・生活環境項目の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に変更し、瀬田川を除く河川の測定回数を4回から12回に変更
- ・その他項目の「糞便性大腸菌群数」、「大腸菌数」を削除
- ・P14 表5・3 河川要監視項目ローテーション調査表にもとづき、要監視項目の測定地点を変更するとともに、同表をわかりやすい表記に修正
- ・PFOS 及び PFOA の測定回数を4回から1回に変更
(理由)
 - ・瀬田川を除く河川については、令和3(2021)年度4回の調査に加え、令和4(2022)年度に1回の調査を追加実施し、合計5回の調査結果で今後の対応を判断する。

(P16) 表7(1)ア

- ・「大腸菌群数」を「大腸菌数」に変更し、併せて基準値も変更
- ・備考1に、「ただし、…」を追加
- ・備考4～7を追加
- ・欄外 「※琵琶湖に…」を追加

(P17) 表7(1)イ

- ・Ⅱの「水道1、2、3種」を「水道1、2、3級」に修正

(P18) 表7(1)エ欄外

- ・「※琵琶湖における底層溶存酸素量の類型指定については、国において検討中」を削除

(P19) 表7(2)ア

- ・大腸菌群数を大腸菌数に変更し、併せて基準値も変更
- ・備考1に、「ただし、…」を追加
- ・備考3～5を追加
- ・欄外「※県内の…」を追加

(P21) 表8

- ・六価クロムの基準値を「0.05mg/L」から「0.02mg/L」に変更

(P22) 表9

- ・欄外※部分の「15～18頁」→「16～20頁」 頁ズレ

別紙1 PFOS 及び PFOA 令和3(2021)年度調査結果等 (琵琶湖および瀬田川)

単位 : ng/L

水域名	2009～2015	2021			
	最小値～最大値	4-5月	7-8月	10-11月	1-2月
今津沖	5～10	5	5	4	4
長浜沖	5～11	5	5	5	4
北小松沖	8～11	5	5	5	5
愛知川沖	8～11	5	5	4	4
堅田沖中央	9～10	6	5	5	5
浜大津沖	10～14	6	6	6	5
唐崎沖中央	3～11	5	5	5	5
新杉江港沖	8～21	8	11	7	5
瀬田川全域					
(唐橋流心)	3～14	6	6	6	6
(洗堰下)	14	4	6	5	5